

小飛脚御中間式人

右、内藤播磨守殿役人江被下物有之、伺之上書状湯長谷迄指遣候間、御中間頭江御断可被下候、尤日限之儀ハ私より申合候様可致候、仍而此段申出候、以上

五月廿六日

加藤孫三郎

(四〇三)

内藤播磨守殿役人中江被下金鑑有之書状、湯長谷迄指遣候付、小飛脚、御中間御断御用人衆へ申出候間、定而相廻候半、仍而ハ来月二日役所江立寄書状并金鑑受取候様、御申付御座候様致度存候、以上

五月廿六日

高畠武兵衛様

(四〇四)

五月廿三日

此者、去八月中本六町目平吉等一同、操芝居染屋二而數度博奕仕、額田村

其外去三月中も浜田坂下於大場村、海老沢村吉蔵等四人二而博奕仕、百姓

夫而已ならず土浦馬市へ罷越候砌も、博奕へ相加リ重々不届ニ付、

久三郎

御城下御殿場相構居村追放

右之通、申渡候事

五月

加藤孫三郎

(四〇四)

* 大場村 おおば村（茨城郡）。浜田組に属する。現水戸市大場町。

* 海老沢村 えびさわ村（鹿島郡）。紅葉組に属する。現東茨城郡茨城町。海老沢。涸沼の南西岸に位置する。

(四〇二)

* 小飛脚 こびきやく。信書、金銀、小貨物などの送達する使いや人夫をいう。

覚

(四〇五)

額田村

百姓

久三郎

加藤孫三郎

右之者、伺之上、去廿三日追放取計相済申候、仍而此段為御知申上候、以上

五月

(四〇六)

五月廿日仕出御用

- 一、扱下成沢村ニハ藤五郎と申者無之由ニ付、脇御扱と相見候間、私用状壹通相返申候事
- 一、御勘定所ニ而、石切作料直段付指出候様申聞候由之處、右作料とて外ニ異リ候儀ハ無之旨、御普請方ニ而申聞候間、其段御勘定所へ申出候様、懸ヶ合および候事

一、高原村ニ而置去ニ相成候小兒へ被下金伺出、前留之通御奉行衆へ御指出候事

一、村役人御ほうび伺同断

一、水木・折笠御陣屋^{*}くね結之儀ニ付、同断

一、殿様額田村御通行之節、御賄御勘定儀ニ付、別紙ヲ以懸ヶ合候事

一、石神御郡下田畠御救年^(季)キ切替等一袋、大吟味方へ指出候事

(四〇七)

五月廿五日仕出御用

- 一、水木・折笠両村海防御用ニ而相傷候付、前留之通御奉行衆ニ申出候事
- 一、額田村久三郎刑当取計并御目付方へ、為知前留之通指出候事
- 一、小飛脚、御中間、御用の人衆へ之御断并御中間頭へ、前同断
- 一、佐川与三郎御雇伺御奉行衆へ、前留之通指出候事

(四〇六)
*くね結 くねゆい。垣根や生垣を作ること。

(四〇八一一)

覚

一、脇指壱腰無銘

但、^{*}縁頭無地鉄柄糸黒
小柄矢筒鉄金のいろひ

小柄矢筒鉄金のいろひ

一、紬綿入壱ツ女物

但、花色桔梗紋割柏之内薦裏むらさき形付
但、鐵茶形付紋松波菱之内薦裏絹こん形付

一、木綿祫壱ツ女物

但、花色桔梗紋割柏之内薦裏むらさき形付
但、鐵茶形付紋松波菱之内薦裏絹こん形付

一、同祫壱ツ女物

但、檳榔子紋割柏之内薦うら花色

一、黒緞子帶壱筋

一、帷子壱ツ女物
一、植田茶縞女單物壱ツ

一、白帷子壱ツ

但、紺中形

一、花色風呂敷壱ツ

一、木綿單物壱ツ

但、紺中形

一、花色風呂敷壱ツ

一、花色股引壱ツ

但、紋かけ丸内薦葉花色風呂敷壱ツ
一、皮(煙草)たはこ入壱ツ

一、煙管壱丁

一、皮(煙草)たはこ入壱ツ

一、鏢四百文

メ拾四品

同村

百姓

喜兵衛

一、木綿祫壱ツ男物

但、伊勢嶋にて千草之裏

一、同單物壱ツ同断

但、紺たかの羽織しま

一、鏢八九百文程

メ三品

右、昨廿五日夜庄屋庄左衛門宅并百姓喜兵衛宅ニ而盜賊忍入、前書品数被盜取行衛不相知候間、所々
ヘ尋候ものをも差出候儀ニ御座候、奉恐入候得共此段奉訴上候、尤別紙品訛書付奉入御覽候、仍如件

文化六年巳五月

庄屋 庄左衛門

积迦堂村

(四〇八一一)

*縁頭 ふちがしら。刀の柄の両端。

または柄の先端につけられた金具のこと。

*檳榔子紋 びんろうじもん。檳榔は熱帯に産するヤシ科の常緑樹で、

檳榔子はその果実。これらを着物の図柄にしたもの。(四一六) びんろうじを参照。

*黒緞子 くろどんす。緞子とは、先染の絹糸を使い、五枚緞子織の表裏の組織をくみあわせて文様を表した織物のこと。

御郡御奉行所様

(四〇八一二)

右之者其宅へ、去ル廿五日夜盜人忍入、前書之品々盜取行衛不相知候付、所々相尋候へ共、手掛リ無之段、訴申出候間、此上村々質屋等心ヲ付手筋相求候様、御山横目共へも相達、尚又外同役共へも、私より申合候得共、此段御心得ニ申上候、以上

六月

加藤孫三郎

右、廻状ヲも仕出候事、爰ニ略ス

(四〇九)

一、支配重左衛門、上使之節通り筋へ罷出候付、拝借金願之通相済候条、委細ハ吟味方問合申候処、御奉行衆より御口達之事

一、水木村異国番所挑灯等之義、申出候通ニ而宜候間、是又吟味方問合候様御達之事

(四一〇)

奥方御中間

小沢村出林平事

立帰 林衛門

此もの儀、先年不届之儀在之、御城下御殿場并居村三^(里)四方御構ニ而、御郡方より追放ニ相成候処、心得差^(違)ひ湊村へ参居、夫より御城下へ罷出、所々ニ忍居候間、世話人有之故、当五ヶ年以前より奥方御中間ニ相成居、此度御召^(捕)とりニ罷成、重々恐入候旨申之候処、第一追放之身柄ニ而、直々御構之地へ立入罷在候のみならず、生所等ヲも取繕、御扶持人ニ相成、重キ御場所柄迄立入候段、旁以不届至

極ニ付、申付様も有之処、甚夕令用捨、御領中相構鷺子扱下之内御定之場処へ追放申付候、重而御構之地へ於立入ハ、嚴重ニ申付もの也

但、所持のもの欠所

右、去ル十八日御町於牢屋敷被仰渡書写、掛御目申候、以上

五月廿四日

御目附様中

加藤孫三郎

(四一二)

横堀村

儀助

此もの儀、去九月中八溝山へ参候所存ニ而、小生瀬村迄罷越、次郎兵衛と申ものへ出逢、道連ニ相成候処、塙御陣屋ニ奉公之口有之旨被勧候故、任其意諸事右之者ニ隨イ、^{*}山村湯守小三郎方へ罷越、逗留いたし居候内、兩人共ニ被召捕入牢申付候節、次郎兵衛儀者馬頭村出生ニ而、惡ル者之由承知いたし候旨雖申之、件之通被欺、我保ニ他所江罷出奉公可致与志シ候儀より事發、御苦難ニ相成候段、不調法至極ニ付、此上閉戸可申付者ニ候処、其砌より數日牢屋へ被指置候付、令用捨御免出牢申付候、已來心得違イ無之様可相慎もの也

(四一二)

覚

奥方御中間

小沢村出林平事

立帰 林衛門

(四一二)

*八溝山 やみぞ山。久慈郡大子村

最北端で常陸・陸奥・下野国にまたがる山。久慈川の水源でもある。山頂には八溝嶺神社が鎮座し、古代・中世は産金の山として知られ、山岳信仰の中心的存在であった。

*小生瀬村 こなませ村(久慈郡)。小菅組に属する。現久慈郡大子町小生瀬。生瀬盆地の南部に位置する。

*塙御陣屋 奥州塙(はなわ)代官

のこと。享保十四年、東石川郡塙村以下一九ヶ村(六万石)が幕府領となり、塙村に代官所が設置された。寛政四年に塙代官に就任した寺西重次郎封元は天明飢饉で荒廃した農村の復興に取り組んだ。

右之もの、御達之上、去ル十八日御追放取計相済申候、仍而此段為御知申上候、以上

五月

加藤孫三郎

(四一二)

右、為御知五月廿四日御奉行衆へ請私方より指出ス

(四一三一一)

昨十九日、御城役所へ出仕致候様、御目附中より申来候処、拙者義ハ 殿様静御参拝ニ付、御供ニ而罷出候間、直二郎殿御出仕被下候処、東海道宿之内人馬賃せん割増之義、別紙写之通右役中より達御座候間、則相廻候条、御覽御順達可被成候、以上

五月廿日

九郡并見習中宛

尚々、直二郎殿ニハ御承知ニハ候得共、尚亦相廻申候、以上

御郡奉行 史館惣裁 御勘定奉行 大吟味役 元御金奉行 御役金奉行

*小普請觸頭 寺社役 御鷹匠組頭 組付觸頭

(四一三一一)

土井大炊頭殿より丹阿弥ヲ以 御城付共へ一紙ニ而御渡候御書付写

此度、東海道吉原宿困窮ニ付、人馬賃割増錢左之通、可請取旨申渡

巳正月より寅十二月迄十ヶ年之内、人馬賃錢貳割増申付置候処、尚亦當巳

東海道
吉原宿

右割せん申渡候間、可得其意候

已五月

右之通、相触候間可存其趣候

*山田村 やまだ村（久慈郡）。大

子組に属する。現久慈郡大子町山田。久慈川の支流押川の中流域にあり、北は塙村。村の南塙の沢に鉱泉がある。

*湯守 ゆもり。湯泉の管理をしている人。水戸藩では湯守料を徴収していた。

小原忠次郎

(四一三一一)

*史館 彰考館のこと。二代藩主徳川光圀によつて始められた『大日本史』の編さん所である。当初江戸駒込の別邸内にあり、その後小石川本邸へ移転。光圀が隠居すると、館を水戸城中へ移し、二館体制で編集が進められた。

*御金奉行 おかねぶぎょう。藩の金庫を管理する役で、収納、支出の出納を行なつた。

*役金奉行 やくきんぶぎょう。水戸藩では江戸常勤の家臣に対して手当が支給されたが、逆に「役金」として江戸定府の者を除く諸士から知行高一〇〇石につき毎年二両を取り立てた。この出納を取り扱つた役。

(四一四)

覚

八田郡方出入

大曾根喜三郎

(四一三一一)
*小普請觸頭 こぶしんふれがし
ら。小普請組は下級の士の非役、非
番の者で貞享元年に新設された。触
頭は手代の命令を組内へ伝え、訴願
を上申する役。

右之者、伺之上、受私方出張寸組勤式人御扶持ニ而、白石又衛門役所定御雇相済、去ル朔日申付候、以上此段為御知得御意候条、御覽御順達可被下候、以上

五月十五日

九郡并直二郎宛

但、八田組(ハカ)へ除ク

松平權藏

*鷹匠 たかじょう。鷹を馴養し、
鷹狩りに従事する役目の者。

(四一五一二)

今八日 御城役所へ致出仕候様、昨日御目附方より申来候処、拙者儀麦作見分郷出ニ付、直二郎殿御
頼申御出仕被下候処、別紙之通御尋者之儀、公儀御触有之由ニ而、御目附中より達御座候間、郷村

触之儀、宜御取扱可被成候、仍此段得御意候条、御順覽可被成候、以上

五月八日

御用番

小原忠次郎

九郡并見習中宛 六月二日大里へ廻ス

尚々、直二郎殿ニハ御承知ニハ候得共、尚亦得御意候、以上

(四一五一二)

青山下野守殿より丹阿弥ヲ以 御城付へ御渡候御書付写

去辰三月、大坂北堀江御地通武町目丹波屋久兵衛、女を連江戸表へ罷下候節、同人ニ被雇案内致、

御闕所ヲ除山越いたし候、*京都富ヶ小路竹屋町下町権介借家ニ元罷在、欠落いたし候上下飛脚之者

(四一五一二)

*京都富ヶ小路竹屋町 竹屋(たけ
や)町は現京都市上京区堀川通上立
壳上ルにある。南北に通る堀川通東
側の町。北竹屋町と南竹屋町があつ
た。

一、当已五十三才 一、生国江州坂田郡枝折村△

△百姓丹五郎倅

一、せい^(背)低キ方ニ而、少シ太リ候方

一、平顔色黒キ方

一、眉毛薄キ方 一、眼細キ方ニ而、二重まぶち

一、鼻常体 一、口大ク歯並悪、前上歯一枚かけ有之

一、言舌静なる方

一、左手ニ彫物を灸ニ而消し跡有之

一、其節之衣類木綿紺地こはん縞單物、同紺白杉織縞衿、同浅黄ニ紺ニ而鯉を染候襦袢ヲ着し、紺小

倉帯并柿色手綱染三尺手拭をメ罷在候

右之通之者、於有之ハ其所ニ留置、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭へ申出、夫より於江戸根岸肥前守

番所へ可申出候、若及見聞候ハゝゝ、其段も可申出候、尤家来又もの等迄入念可遂吟味候、隠シ置脇より相知候ハゝゝ、可為曲事候

巳四月

(四一六一一)

以廻状得御意候、大里村百姓直吉と申者宅留主へ、去ル十七日昼、盜賊忍入、別紙品々被盜取候旨訴申出候間、致御申合吟味仕候段、其筋へも申出候得共、御陣屋元ニ而、件之始抹不束之者ニ付、手筋ヲ以召捕度、扱下へも手配申付候得共、尚御扱下々嚴敷御吟味被下候様致度存候条、御覽早速御順達可被下候、以上

五月廿二日

九郡宛

入江忠八郎

(四一六一一)

覚

一、茶綿入女物壱ツ

但、紋いなほ

一、花色小袖同

但、紋き(桔梗)やう

一、白小袖同壱ツ

一、びんろうじ給(桔梗)同壱ツ

一、青目とや物同壱ツ

一、空色單物同壱ツ

但、紋めうかの内かたばみ

一、紺返しやうふ形單物同壱ツ

但、紋かたばミ

一、花色さあや帶同壱ツ

一、黒袖頭巾壱ツ

一、花色綿入男物壱ツ

一、縞衿同壱ツ

但、かたばミ

一、黒衿羽織壱ツ

一、千草かへし綿入男物壱ツ

一、麻両面形付羽織壱ツ

一、黒こはく男帶壱筋

一、柳(行季)堺ツ

一、男女白足袋貳足

一、ばら尾男せつた壱足

メ十八点

(四一七)

拔下滑川村儀衛門娘、儀之衛門娘ニ相成、致家出候後、縁懸置後妻致相談候儀より事起、儀之衛門父子三人手負(託ガ)負候一件、穿鑿之上刑当前振相糺候得共、見合無之候間、役所了簡を以儀衛門ハ居村追放、儀之衛門ハ禁獄、其外之者共ニ刑相目論、御帰國被為在候付、御大赦被仰出候御儀ニも御座候ハヽ、ヽ

(四一六一一)

*びんろうじ 檳榔子。檳榔樹の果

寒を煎汁にして作った染料で暗黒色を出したもの。(四〇八一) 参照。

付札之通御了簡も可被成哉、先達而御下知相伺候所、役所見合無之候ハヽ、脇扱相糺候様可仕旨御達二而、壱卷御下ケニ罷成候間、同役所ヲも相糺候所類例無之候得共、儀衛門刑ハ輕相見候間、為□候而可然哉と、同役共一同之存寄も御座候間、居村より式里四方之追放ニ相直、扱又儀之衛門ハ手疵請候後、中風之症ニ而半身不相叶罷在、疵ハ癒候由村方申出御座候付、拘リ之者共刑伺ヲも指出候所、其後件之病氣不宜相果候旨訴御座候間、則其節申上候得共、仍而右之者儀者申渡相除、俸儀三郎刑當但書ニ相認、口書一卷相添指出御下知奉伺候、以上

六月

加藤孫三郎

(四一八)

五月晦日仕出御用

- 一、积迦堂村庄左衛門等被盜品之儀ニ付申出壱通、御奉行衆へ指出候事
- 一、右同断ニ付廻状壱通、指出候事

一、滑川村儀之衛門等手疵負候一件、前留之通御奉行衆へ申出候事

(四一九)

別紙写之通、歩付寸組支配共ヘ御褒美被下置、於拙者難有仕合奉存候、御順覽留リより御返可被下候、以上

五月廿日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎

九郡宛

藤田次郎左衛門

小原忠次郎

小原忠次郎
藤田次郎左衛門ヘ

一、百疋ツ、

御郡方手代恭付方寸組

所吉十

後藤多一兵衛

右之者共、歩付方寸組申付候所、御帰国二付、諸材木山取過分之処、打続出精別而骨折大儀いた
し候由相聞候付、為御褒美御金被下置候条、為取可申事

(四二〇)

別紙之通、吟味方より好御座候間、宜御書出可被成候、御順覽可被成候、以上

五月廿日

大里組 鷺子組 石神組 浜田組

栗田七郎衛門
常わ組

栗田七郎衛門

右、此度地方五十石へ御返ニ相成候ニ付、去ル辰年右旧□五十石丈御所務ニ相成候金穀共御書出ニ致
度事

(四二一一)

乍恐以書付御訴申上候事

一、紫縮緬小袖壱ツ 但、裏むくり中ニ而より上千草紋桔梗

一、植田嶋小袖壱ツ 但、裾むくり裏千草絹

一、縞八丈小袖壱ツ 但、右同断うらもニ

一、かい黄縞紫形付小袖壱ツ 但、紅裏付

一、白むく壱ツ

一、黒紬綿入壱ツ 但、たき柏桔梗裏千草

一、紺鈍子女帶壹筋

一、黒どん子同壹筋

一、きやはん 壱足 但、千草絹

一、下着襦袢 壱ツ 但、みころ千草袖千草縮緬形付えり白りんす

一、びろふと腰帶壹本

一、茶びろふと綿入壱ツ 但、木綿物紋桔梗

一、おなんと綿入壱ツ
但、右同断丸之内紋桔梗

一、紺美ちゃん綿入壱ツ
但

メ十品 新関坪 八百十分

是者、後妻当四月中持参之品々二御座候

外二

一、紫縮緬小袖壹ツ
但、裏もミ

一、白むく壹ツ

一、絹花色男小袖壹ツ
但、ちくさ絹

但、木綿物裏ちくさ

一、黒木綿袷羽織壱ツ
但、絹千草

ノ五品 右隣家豊三郎分

二口メ十九品

右、当村新関坪八百十・豊三郎両人所持之品々、去ル廿八日前書品々、白昼中ニ被盜取申候所、農事より罷帰リ夜ニ入八百十見付候、尚亦豊三郎儀ハ翌日ニ罷成見付候由、いつれも長持ヘ入置候品々、常のことくニハ被盜候様子無之、入人物等右之通ニ仕舞置候故、昼之事故不心付居候處、入用品有之ニ付、夫より所々心ヲ用相尋候所、何ニ歎屋敷内ニも右雜物等有之由ニ而、追々相尋候所、一切不相見候付、当人身ニ取御苦難奉恐入候得共、右之段申出候ニ付、御訴奉申上候、仍而如件

(四二一)

*美ちゃん
みじん。微塵縞の略。縦糸、横糸ともに二色の糸を交互に織つた細かいしま。また、その織物。

文化六年巳六月

本米崎村

庄屋 善左衛門 印

与頭

四人 印

御郡御奉行所様

(四二一一)

前品書略ス

右之者共、去月廿八日農事へ罷出候留主へ盜人忍入、前書之品々被盜取候付、所々相尋候得共、行衛不相知候旨訴申出候間、質屋等心ヲ付候様御山横目共へも相達、猶又外同役共へも、私より申合候得共、此段御心得ニ申上候、以上

六月

右之儀三付、廻状仕出候事

加藤孫三郎

(四二二)

六月五日仕出御用

- 一、恭付方寸組之者御褒美之廻状壹通
- 一、大曾根氏請払方御雇之儀廻状
- 一、青木葉等納廻状壹通
- 一、大里村直吉被盜品廻状壹通
- 一、上使之節、御席へ相詰候族熨斗目之儀廻状壹通
- 一、郷中御成之節、御立寄被遊候ヶ所書出候廻状
- 一、上使之節、掃除人足御扶持之義廻状壹通

一、幡村嘉代三郎請状并寺判共請印いたし、村方より指出候付、御目付方へ指出候事

一、本米崎村八百十等被盜品之儀ニ付、申出壱通、留之通御奉行衆へ指出候事

一、右同断之儀ニ付、廻状壱通

(四二三)

覚

一、紺目引單もの壱ツ

是者、女物無地むじ

一、紺目引單物壱ツ

是者、男もの無地

一、花色布子壱ツ

是者、男ものむじ

一、花色布子壱ツ

是者、女ものむじ

一、木綿形付羽織壱ツ

是者、女物

一、木綿形付羽織壱ツ

一、千草縮緬帶壱ツ

是者、女物

右、当村喜代十と申もの、農事ニ罷出居候留主ニ、昨四日四ツ時被盜取候ニ付、所々相尋候得共、更ニ相知不申候、仍而前書之品々相改御訴奉申上候、以上

已六月五日

メ十二品

外宿村

庄屋

勘兵衛 印

与頭

四人 印

御郡御奉行所様

(四二四)

以書付致啓達候、沢村一乗院御年^金具未進并倅主計牢扶持代共、都合金五兩三分余上納分、右院由緒之者ともより年賦弁納割合書壹冊、先達而御廻委細被仰聞候振ヲ以御町方へも及懸ヶ合候処、右牢扶持代年賦と相成候而者、穀屋共へ之勘定相下リ、於先々ニ甚指支候旨、夫而已ならす故障之筋も有之候由、仍而者件之代金壹両壹分鑑壹貫四拾六文之儀ハ、此節早速納拔候様達ニ致度旨、御町方より挨拶ニ御ざ候間、右之御心得ヲ以、沢村役人方へも御達被下候上、近ク上納相済候様致度、此段得御意候、以上

六月四日

加藤孫三郎様

一瀬藤兵衛

(四二五)

以書付致啓達候、大久保村龜五郎、御役金方拝借上納延引之儀ニ付、申達候趣御ざ候付、罷出候様御取扱ニ致度旨、追々及御懸合候処、今以更ニ無沙汰ニ而、不罷出さし支候間、いつれニも早速役所へ罷出候様、尚亦御達被下候様致度存候

一、諏訪村介川徳衛門拝借、河原子村常衛門等三人割物ニ而さし出候筈、御取扱被下候分も、今以更ニ納無之候所、持□御取扱ゆヘ次第相分候得共、余リ永引候而者、尚以埒明兼候様相成さし支候間、逆最之儀いつれニも近々上納片付候様、尚亦御達被下候様致度御ざ候
右之趣、乍御取込中何分取扱被下度、此段得御意候、以上

六月五日

加藤孫三郎様

桑原善四郎

(四二六)

鑓三貫文

加藤孫三郎扱下

石名坂村

庄屋

源左衛門

石神内宿村

御山守

太郎左衛門

小目村

与頭

七衛門

同壹貫五百文

右之通、御済口ニ相成候事

(四二七)

一、私儀元服仕、弥大夫・庄之衛門右兩様之内ニ而改名仕度奉願上候、以上

巳六月

武藤丹下

扱下助川村郷士並武藤丹下改名之儀、別紙之通申出候間、相濟候様於私奉願候

六月

加藤孫三郎

(四二八一一)

扱下久慈村吉之平と申もの、内藤播磨守殿領分湯長谷村ニ而変死之節、先方役人中罷出骨折候ニ付、御了簡之上被下物御座候間、右役人へ為及文通候處、別紙之通返書到来仕候ニ付、御心得ニ指出入御覽候間、御用相済候ハ、御下ケ可被下候、仍此段申上候、以上

六月

加藤孫三郎

(四二八一二)

貴札拝見仕候、如仰暑氣之節御座候得共、弥御堅勝被成御勤仕珍重御事ニ奉存候、然ハ其御支配所久慈村吉之平水死之砌より、彼是取扱仕候趣共、右村役人中被申上候ニ付、其御筋江も被仰上候處、御聞済爰元相拘候向々ヘ、御別紙之通被下置早速相達候處、難有仕合奉存候段申候、尚また私共より御請御礼申上候様申聞、夫々御請書指出候ニ付則入貴覽候、於私共ニも難有仕合奉存候、右之趣播磨守ヘも可申聞候、右御礼答可被致候、如斯ニ御座候、恐惶謹言

六月五日

野村新衛門

名乗書判

右色才助

同断

武田伴衛門様 小松崎伴介様

(四二八一三)

覺

一、金百疋宛

永山栄助

岡部段藏

比佐玄意

箱崎善衛門

後藤儀八

名主

大平権次郎

組頭
佐次衛門

李兵衛

嘉左衛門

吉三郎

右之通、被下置候ニ付早速相達、尚亦夫々より御請書指上申候、以上
六月五日

野村新右衛門

右色才助

武田伴衛門様

小松崎伴助様

右請書、一人切りニ^(指)さし出候分ハ一ト通ニ付、爰ニ略ス

(四二九)

御書付致拝見候、沢村一乗院未進并倅主計牢扶持代納由緒割賦之面、先達而相廻懸御目ニ候ニ付、御町方へ御懸ヶ合被成候処、牢扶持代年賦と申義者故障之筋有之候ニ付、此節納拔候様右役所挨拶之由ニ而、被仰聞候趣致承知候処、右之分ハ當六月上納ニ申付、未進計年賦ニ割合相極候由ニ取扱之支配申候処、元帳御役所へ廻置相分兼候ニ付、御返し御座候様致度此段御□可至候、得御意候、以上

六月十日

一瀬藤兵衛様

加藤孫三郎

(四三〇)

加藤孫三郎扱下

一、南鐸一片ツ、額田村

山横目
左内

次兵衛
人足間屋手添
儀兵衛
兵次兵衛

市十郎
馬間屋
与頭
介衛門
伊兵衛

同藤兵衛
人馬間屋
源左衛門
嘉四郎
百姓
善四郎
弥兵衛

与頭
馬間屋手添
甚衛門
庄兵衛

嘉四郎
百姓
富吉
利十

吉十 与一郎 嘉十 惣吉 佐七 兵吉

林蔵 音十 茂兵衛 利兵衛 左七 左兵衛

吉三郎

小兵衛

向山村
庄屋
榮次郎
百姓
定衛門
伊衛門

青銅五文ツ、
マツ

額田村
百姓

清兵衛
七兵衛

右之もの共、俊祥院様御法事之節、御賄御用等相勤、何角骨折候由申出候趣も有之候ニ付、本文之通被下置候条為取可申事

一、百疋ツ、

加藤孫三郎役所

御郡方手代調役

小松崎伴助

同平手代

原市大夫

清水嘉衛門

五藤市三郎

安島政衛門

寺門八五郎

広瀬十左衛門

蓮田藤助

長山作左衛門

清水茂三郎

日雇手代

森新五郎

右之もの共、俊祥院様御法事御用相勤候付、御金被下置候条為取可申事

一、弐百疋ツ、

武田伴衛門
市村仁衛門

俊祥院様御法事御用相勤候ニ付、金子被下置候事

(四三一一)

品々村申出前ニ有、爰ニ略ス

右ハ、扱下石神外宿村百姓喜代十と申もの、去ル四日農事へ罷出候留主へ盜入忍入、前書之品々被盜取候ニ付、所々相尋候得共、行衛不相知候旨訴申出候間、質屋等心ヲ付候様、御山横目共へも相達、尚亦外同役共江も私より申合候得共、此段御心得申上候、以上

六月

加藤孫三郎

(四三一一二)

以廻状得御意候、石神外宿村百姓忠助喜代十と申もの、去ル四日昼盜人忍入、別紙品々被盜取候旨訴申出候間、致御申合吟味仕候段、御奉行衆へも申出候得共、御陣屋元ニ而件之始抹不束之者ニ付、手筋ヲ以召捕申度候間、手配屹与申付候得共、尚御扱下之質屋等吟味仕度候間御達可被下候、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

六月

九郡宛

加藤孫三郎

(四三二一一)

私儀、一子無御座候付、父方之從弟新大工町丈助倅末吉と申もの、同姓血縁之儀ニ茂御座候付、養子ニ仕度兼而内談仕候間、此段相済候様偏奉願上候、以上

六月

市村仁衛門

(四三二一二)

別紙之通、願申出候間、相済候様於私奉願候、以上

六月

加藤孫三郎

(四三二一三)

六月十五日仕出御用

一、水木・折笠御陣屋土地御買上二者不相成候哉之旨、別留之通御勘定所より申聞有之付、水木御陣屋土地ハ空地故永引ニ不相立、折笠ハ惡所故無代ニ而差上候間、永引ニハ相立候へ共、御買上ニハ無之段、口上ニ而御勘定所へ申出候事

一、白羽村飢人さの病死ニ付、別留之通為知吟味方へ差出候事

(四三二一四)

*新大工町 しんだいくまち。現水戸市大工町二丁目・元山町一丁目。

寛永十五年の水戸城外郭造営の時に本大工町（大工町二丁目）から大工が移転してできた町。

一、手付市村仁衛門養子願、前留之通御奉行衆へ指出候事

一、辰年分給人書抜壹冊、常葉組へ相廻候事

一、小幡にて取候貲錢請取書付向山より指出候付、紅葉組へ廻シ遣候事

一、額田村役人等 俊祥院様御法事御用相勤候付、被下金請取手形壹枚相廻候事

一、御先君様 所々御成被遊候書出之廻状壹通、大里組へ廻シ候様遣候事

一、金廿四両壹分、御所務方書替手形四枚仕出ニも添、大吟味方へ指出候様遣候事
右、受払方へ廻ス

(四三四一一)

御城内御普請御用青栗石運送、泉町伊勢屋五郎兵衛等落札ニ相成候ニ付、則運送割左ニ相極相廻候條思召も無御座候ハヽ、早速御取扱役所へ御廻し被成候様ニと存候、御覽御順達可被成候、以上

六月六日

九郡宛

藤田次郎左衛門

一、金拾壹両壹分鑪五百八拾八文

此本三百四拾八文

内金三両三分本百拾六文

是者 上より三ヶ一被下置候分引

残金七両式分本式百三拾式文

延三百九拾壹文

鑪ニメ五十壱貫三百九拾壹文

長錢ニメ四拾九貫三百參拾九文

高三拾八万式千式百六拾式石四斗三升九合

但、百石ニ付拾弐文九分〇七一

高五万五千三百八拾弐石八斗九升弐合

一、金壺兩鑓六百四拾四文

他扱ハ爰ニ略ス

石神組

(四三四一ニ)

覺

小石弐拾四俵 但、弐斗入

右、御城内御白書院御軒下等へ敷候御用、
□□□^(御材木)河岸迄早々相廻候様、浜田御郡方へ御断被成可被
下候、以上

三月朔日

御普請方

入札ハ爰ニ略ス

(四三四一ニ)

*白書院 しろしょいん。武家住宅

を構成する建物の名称の一つ。檜の
白木造りを主として漆塗をしていな
い書院。表向きの正式の間。

(四三四一三)

覺

青栗石八十表 但、弐斗入 内三十表^{*}御廟分

右、上使ニ付、御城内御玄関前へ敷候御用、御材木河岸迄早々相廻候様、浜田御郡方へ御断被成可
被下候、以上

三月

御普請方

(四三四一三)

*御廟 ごびょう。瑞龍山墓地のこ
と。水戸藩歴代藩主の墓地である。

(四三四一四)

青栗石三十俵 但、弐斗入

右、御廟新規御繼足御普請御用、杉山（河原寺芝カ）早々相廻候様、浜田御郡方へ御断被成可被下候、以上

十一月

御普請方

入札同断

(四三五)

以書付致啓達候、沢村一乗院俸主計牢扶持代壹両壹分余納方一件、先達而被仰聞候趣ニ而ハ当月□□可相納旨、沢村役人へ御達被成候由ニ候處、右村方割賦□別冊之向ニ而者、年賦納候様相見、既ニ於御町方□□相心得候儀と相見、年賦納ニ而者指支候旨申来候故、先達而及御懸合候儀ニ候得共、いつれ当月納拔候儀ニ候ヘハ、御町方扱宜筋と被存、尚亦數度右役所より催促申来候間、近々上納仕抜取致候様、沢村役人□□御達被下度、先達而御廻候別冊返進、此段得御意候、以上

六月十四日

一瀬藤兵衛

加藤孫三郎様

(四三六一一)

歩付材木運送代之義ニ付、別紙之通、先達而弥太郎殿致演述、則今日口上書指出候間、御心得ニ得御意候条、御順達可被成候、以上

五月廿九日

増子幸八郎

小宮山次郎衛門

九郡宛

(四三六一二)

口上之覚

此度、御帰国ニ付、歩付方御材木取四万八千挺余被仰付、右運送夫役ニ而、御城下近郷別而相

□□、右之日雇錢 上より被下置候様奉願候処、難相□□、御領中惣割ニいたし、片寄申候而者傷不申候様可仕□□達ニ御座候得共、右之儀ハ寛政中 文公様御帰國之節無之候付、再往被下金之儀申上候得共、不相済候御達も御座候儀得共、寛政年中ニも無之義を、此度遠鄉迄割懸候事、何ニも仕兼候様奉存候、其ゆへハ遠郷ハ遠郷丈ケニ常々諸か、りも多御座候、たとへハ金納直段等御立被成□□各別高直ニ相立、又 御城米納等ニ付候而も、近郷ハ其日帰リニ罷成申候ヲ、二十里近ヘ運送仕候而相納、紅葉拔杯ハ、川筋五十里余も運送仕候而、江戸迄□納申候類、御取付も各別遠郷ハ高ク御座候、其上□□御城下最寄ハ、夫々の手仕事等も仕候、御城ヘ□□も相成候得共、遠郷ハ御田地一図ニ而何ニ而も、□□可生候手段も無御座候、且此度右歩付運送□大図五百両計ニも可相成候哉、右ヲ惣割ニ仕候ハ、是迄近々之御達有之、御座候間も、雨露御凌被成候様罷成候ハ、如何様ニ而も御手入不被遊候思召之由、□□夫役御厭候儀ハ時々御達有之、其趣百姓共□□候而、殊之外難有存入罷在候処、右運送代惣割□□取立申候ハ、夫役御厭候御達ハ人足代金納ニ被遊候思召ニ而、実ニ御厭ニハ無之杯与愚昧之了簡も仕候ハ、折角是迄之尊慮、下々江不相届候様ニ可罷成候哉、難計奉存候、左候得者乍恐御徳義ニも相拘、誠ニ不容易□候様 奉存候、此所宜御了簡被下候様仕度奉存候、乍去御勝手向御^{*}不如意之砌、強而被下候儀相願候段ハ、如何敷奉存候得共、此度被仰付候御用達金存之外出来、右之□ニ者指上切願も過分ニ御座候間、右之分御取受被下□、右之内ニ而常輸年々御取被成候外、此度御用之分日雇錢 上より被下置候様仕度、一同達而奉願候、此間も 御着城被遊、直ニ同役共一同被為召郷中□存付次第奉申上候様被仰付、誠ニ難有 尊慮□□伺候而者、尚以 御徳儀へ拘り申候事心付「 」 懸申候而、万萬一御百姓共氣請不宜候而者、殘念千万成義ニ奉存候付、此段亦々達而奉願候事ニ御座候、勿論右之通惣割ニ罷成候ハ、遠郷計ニも無之、近郷よりも割取可申分ヲ割出し取立候而、物運送相□□人足へ不相渡候而者不罷成候間、一度さわり之□形□罷成奉存候、上より被下置候ハ、右様之義も□□益々以 御仁惠難有奉存候ニ而可有御座候、且□□之御達ニ、右様之儀ハ多少ニ不拘、御国役之儀可相勤事と被仰付候処、我々共之心得ハ左様ニ者無御座候、古代年具・人足・織物之三を以御収納ニ被成候処、只今之四公六

(四三六—二)

* 尊慮 他人の思慮の尊敬語。思召し。お考え。

* 不如意 ふによい。経済状態が思わしくなくなること。金銭につまり、生活が下向すること。

民ニ御定メニ被遊候者、右之三ヲ組込申候而□□取立ニ御座候間、人足等ハ最早御使不被遊候筈与奉存候、其上ニ亦夫金与申迄も御取立被遊候夫金も御座候哉、諸人足等都而御扶持米等被下置候而被召使候、既ニ此度之御下ニも駆馬指出候人馬へ御定之賃錢被下置候、是等ヲ以了簡仕候ニモ、右様之儀□□よらす際限も無之被召仕候筈とハ不□奉存候□□御座候、況是迄御見合も無之惣鄉割被仰付候儀、於我々共ニ何共御尤ニハ不奉存候間、尚更御了簡被下置候様仕度、同役共一同御願申上候、仍而兩人申上候口上之覚、如斯ニ御座候、以上

巳四月

小宮山次郎衛門

増子幸八郎

(四三七)

覺

鑑四百文

右、額田村へ指置候御鳥船壹艘、申出之上入札を以御拵ニ相成候、代鑑何れへ相納可然御座候哉、御金方へ相納候義ニモ御座候ハヽ、其段右役所へ御達申上、猶又否役所へも御達可被下候、以上

六月

加藤孫三郎

(四三八)

六月十八日

此者、去秋小檢見引方不足之由ニ而、小檢見人帳元宅へ罷越、

村松東方村

拝借金願取次貰可申由ニ而、大勢寄合之上、途中迄罷出為及騒

百姓

動不届至極ニ付、御城下・御殿場・御陣屋相建候村々并居村よ

作次郎

り三里四方追放

同日

此者義、去秋小檢見引方不足之由ニ而、小木津村帳元宅へ罷越

候旨、東方村作次郎より通達ニ付、村内之者へも申合、大勢寄

合途中迄罷出、為及騒動不届ニ付、両村松追放

右之通、申渡候事

六月

加藤孫三郎

村松西方村
庄衛門

(四三九)

覺

村松東方村

百姓

作次郎

村松西方村

庄衛門

右之者共、伺之上、去ル十八日追放取計相済申候、仍而此段為御知申上候、以上
六月

加藤孫三郎

(四四〇)

村松東方村

百姓

村松西方村

作次郎

庄衛門

申渡書、別留ニ有、略ス

右之者共、御奉行衆へ伺之上、去ル十八日追放申付候、仍而申渡書写懸御目申候、以上

六月

加藤孫三郎

御目附様中

(四四一)

別紙之通、御用入衆より役所へ御達御座候処、右ハ御役所々御取扱ニ御座候間、則相廻申候、宜御申出被成候様ニと奉存候、御順覽可被成候、以上

六月十二日

入江忠八郎

岡野庄五郎様 加藤孫三郎様

(四四二)

文公様御墓所御普請之節、石運送之儀入札ニ相成候哉、亦ハ入用次第人足召仕候儀ニも候哉、運送入目扱振等巨細ニ書付ニ而、早々申出候様、入江忠八郎殿御通達可被成候、以上

六月七日

岡部忠藏

藤田次郎左衛門様

(四四三)

文公様 御墓所御普請之節、石運送之儀入札ニ相成候哉、亦ハ入用次第人足召仕候儀ニ有之哉、運送入目扱振可申出旨御断御座候ニ付、為相糺候処、^{*_{真サハ}}石・伽羅石山取送ハ、役所取扱ニ而請負人相定、別□を以惣郡高割ニ而取立、運賃相渡申候、尤員數別紙之通リニ御座候、御墓石之儀ハ庄五郎取扱ニ付、右より申出候事ニ奉存候、以上

加藤孫三郎

(四四三)

* 真沢石 真沢（まさわ）石。久慈郡茅根村の間沢という所で算出する青目石をいう。野面石ともいう。

* 伽羅石 きやらし。久慈郡白羽村・高貴村で採掘される。材質は堅硬で、庭前の踏み石に用いられた。

覺

金五両弐朱鑑三文

是者、去ル卯年
文公様御墓御ふしん眞沢石・伽羅石山取運送請負代(普請)

(四四四)

六月廿日仕出御用

- 一、村松追放人為御知申出、前留之通御奉行衆并御目付方へ指出候事

一、文公様御墓御普請石之儀、前留之通御用人に申出候事

一、御鳥船払代納之儀二付、前留之通御用人衆へ御断申出候事

一、御先君様先々寺社百姓家等へ御立寄被成申出、前留之通御^{*}通事衆へ申出候事

一、御城内御普請青栗石運賃代廻状

一、御賄方納模、月割之廻状

一、孝行・貞節之者御成先へ指出候義廻状

一、歩付材木運送之儀二付、弥太郎殿へ申出候廻状

右、受払方へ廻ス

(四四四)

*通事 つうじ。ふつう、長崎の唐船との通訳をいう（唐通事）。水戸藩の通事はこれとは違ひ、取次ぎ役のことという。

右同日帰リ御用

- 一、湯島靈雲寺へ泉ヶ森之砂拌領相候付、去年中之通宜數取扱候様、御奉行衆より御達候事
一、先日村松へ被為成、龍光院へ御立寄被遊、龍藏院へも一寸御立寄被遊候節、右院玄関脇へ幕張致
置候所、何ぞ見苦敷所ニ而も有之、幕張致義ニ也可有之哉、其次第委細ニ申出候様ニと、御奉行衆
より御達候事

*泉ヶ森 いづみがもり。多賀郡水木村に存在する椎や松などの常緑樹の森。中には天速玉姫命を祭る泉神社が鎮座する。森の北東部には大井と呼ばれる湧泉がある。

□□次第二候哉、相糺申出候様にて、御奉行衆より御達候事

一、久慈村吉之平義ニ付、先キ方より文通之返書、御奉行衆より御下ケ候事

一、介川村郷士武藤丹下改名之儀願之通相済、尤相改候ハ、其旨申出候様ニと、御奉行衆より御達候事

(四四五)

御目付方下役配符仕候儀、以来ハ御徒目付より之配符ニ致度趣、御役名を以申出致候處、申出之趣ハ無余儀相聞候處、御徒目付より之配符ニ而も、下役より之配符呼出候而も、人歩減候義ニも無之、御徒目付よりはかり相成候而ハ指支候趣ニ候間、やはり是迄之通取扱候様、去月十四日御奉行衆より御達御座候間、此段得御意候条、御順覽可被成候、以上

六月十七日

小原忠次郎

九郡宛

(四五六)

以廻状得御意候、扱下々ニ而読書手跡致指南候もの、内々糺申出候様、別紙之通今日御奉行衆より御達御座候間、御糺御申出可被成候、以上

六月十九日

藤田次郎左衛門

九郡宛

御郡奉行中へ

扱下ニ而、読書手跡致指南候もの有之候ハ、内々糺可被申出事

(四四七)

高原村兵三郎与申者、旅人連□者之小兒養育致候義二付、右小兒へ役御金被下候義、加藤孫三郎申出之通、別書之ふりニ相済候条、宜御取計可被有之候、以上

六月十九日

山口直次郎様

赤林八郎左衛門

加藤孫三郎へ

金弐両

高原村

兵三郎

右之もの義、当正月中男女ニ而三歳之女子を連候旅人、女病氣之由を以、宿被致候無心止因メ置候内、男行衛不相知、女ハ相果候付、不得止事小兒役介致置候處、今更他へ遣候義不便ニ存、乍困究も此上引請養育可致之願出之由ニ而、前書之御金、小兒へ添被下候様〔何之方〕旨申出之通相済候事

(四四八一一)

朝鮮人來聘ニ付、御国役金去辰年分御一郡切御役金方へ納置候分 公儀請手形ニ引替之儀、別紙之通大吟味中へ申来候ニ付、近々引替可申候間、右納手形役所へ御廻被成候様ニと存候、御順達可被成候、以上

六月廿日

九郡宛

藤田次郎左衛門

(四四八一二)

以書付致啓達候、御国役 公儀御上納金并手形引替等之儀ニ付、別紙之通御役金方より断申出候付、則相廻候条、宜御取扱被成候様ニ奉存候、以上

六月廿日

桑原善四郎

(四四八—三)

覚

一、金六百五拾五両鑓六百八拾三文

是ハ、御国役 公儀御上納恩田新八郎うけ取手形之面

一、金六百五拾三両式分式朱鑓九貫八百八拾七文

是ハ、御国役御郡方より取立相納候分

差引

金壹両壹分式朱 納不足

鑓九貫式百四文 過納

右、御国役御郡方取立、前書之通金鑓納御座候処、右過納鑓ハ相返可申候間、金壹両壹分式朱分納不足之分、近々納次御座候様、御郡方へ御達シニ致度御座候、尤納次之節、御郡かた(方)へ役所よりさし出置候預リ手形所々相揃、公儀請取手形引替可申間、此段旁御郡方へ御達可被下候、以上

六月

御役金方

大吟味方

(四四九)

加藤孫三郎役所繁多ニ付、支配相廻兼候由ニ而、右役所見習佐川与三郎当月七月両月雇之義、孫三郎同出候処、右ハ当月中雇相済候条、宜御取計可被有之候、以上

赤林八郎左衛門

六月廿日

山口直次郎様

下孫村

仏師金兵衛

右之もの、御廟御唐戸御彫物手伝付罷出居候処、一宿之願ニ而居村へ罷越候□□□、只今ニ罷出不申間、早々罷出候様ニ石神「」御達被遊可被下候、以上

六月十七日

中田有哲

(四五一)

以廻状得御意候、御廟并御矢倉御用磯崎石運送賃、左之通割相極申候間、思召も無御座候ハヽヽ早速
御取立役所へ御廻可被成候、御順達可被下候、以上

六月十日

藤田次郎左衛門

(四五二)

* 矢倉御用 (五二六) 矢倉方を參照。

小宮山次郎衛門様	石川儀兵衛様
岡野庄五郎様	小原忠次郎様
入江忠八郎様	加藤孫三郎様

覚

一、磯崎石武百五拾弐

此運送代金五拾壹両弐分

是者、御廟御用

一、同四拾五

此運送代金拾弐両

是者、御矢倉御用

弐口メ金六拾三両弐分

高拾九万三千九拾六石三斗五升七合

但、百石ニ付、本鑓百三拾壹文五分四厘
わけ

高五万五千三百八拾弐石七斗六升七合 石神組

此金拾八両弐朱本三百五拾壹文

○延五百九拾三文

外扱略ス

右之通ニ御座候

受取申金鑓之事

(四五二)

文金六両三分鑓百參拾四文

右、御廟并道光寺御矢倉御用磯崎石、同所より^{*}杉山揚場迄運送、入札を以受負ニ申付、元南・松岡御
郡下村々より取立候所、中山備中守殿知行所へ可相掛候分、前書之通 上より被下置候間、受取相渡
申候、仍如件

文化六年巳五月

七 「

(松本七郎衛門カ)

割を担つていた。

元御金奉行宛

(四五三)

以廻状得御意候、瑞龍御墓并御廟掛□□別高ヘ掛候儀ニ付、先達而御役名ニ而伺置候□□松岡・太田

*元南・松岡郡 郡制改革以前の郡
で、南郡は享和元年に増井組と浜田組に、松岡郡は享和二年に安良川組・小菅組・石神組に分けられた。

(四五二)

*杉山揚場 水戸城那珂川下流右岸
にあつた河岸のこと。水戸城下の表
玄関ともいるべき河岸で、御杉山河
岸と称され、那珂川流域の中心的役
割を担つていた。

式郡割之分ハ掛リ不申候様、夫丈ケ□□是之分ハ 上より被下候旨、尤惣郡割之分ハ別高ヘも掛候様ニと、去ル十四日興津所左衛門殿より御口達御座候、此段得御意候条、御覽御順達可被成候、以上

四月晦日

藤田次郎左衛門

九郡宛

(四五四)

扱下小菅村桧之沢と申敷野ニ、死体之男有之候旨、同村之者昨十八日草刈ニ罷越見付候由出訴御座候付、支配之者指出得ト為改候所、委細者別紙ニ相見候通之様体も御座候所、余程日久も過候与相見、殊ニ者時節之温氣にて、身体所々腐損鬢髮も脱落、首と左之腕体よりハ□□離居、面体更ニ不相認由ニ相聞候御座候ヘハ、何□意恨之上及切害候者、後難ヲ恐れ、密ニ右場所江持出候義も難計候付、筋へも申出密□□手掛リ等為相糾候事ニ御座候、仍而ハ御扱下□□□早速御触出被下、万一右等之者ハ罷出候儀も□□(御座カ)候ハ、早速御通達御座候様致度此段□□□候条早々御順覽可被成候、以上

六月十九日

九郡宛

岡野庄五郎

一、手負体男死人年齢四十位

着類

一、浅黄縞单物 一、花色こはく帶
一、木綿絞腰帶 一、紺股引脚半

一、紺わらしけ(草鞋) 一、白絹下帯

所持之品

一、脇指壱腰帶 長壹尺七寸

但、鉄鍔蝶之模様有縁頭塗赤銅目抜□模様切羽鍔銅鞘けしたしき下ヶ緒柄黒何れも龜品

一、手拭表本

一、菅笠 表へひの□□□

一、古扇子

右之通

(四五五)

覺

一、式人御扶持

役所見習

佐川与三郎

右、支配手代手不足ニ付、伺之上、去ル廿二日御雇申付候、仍而此段為御知申上候、以上

六月廿六日

加藤孫三郎

(四五六一一)

六月廿一日

此者、娘村内儀之衛門姫ニ遣シ、不縁ニ而罷帰候得共、縁状懸置

滑川村

候付脇合より縁談致、尤破談ニ相成候得共、婚礼之真似致候付、

百姓

残念ニ存、儀之衛門父子三人ヘ為負手疵候付、御城下・御殿場・

儀衛門

御陣屋相建候村々并居村より式里四方追放

加藤孫三郎

右之通、申渡候事

(四五六一一二)

覺

滑川村

百姓

右之もの、伺之上去ル廿一日追放申付候、依而此段為御知申上候、以上

六月廿九日

儀衛門

加藤孫三郎

(四五六一三)

滑川村

百姓

儀衛門

文言略ス
右者、伺之上去ル廿一日追放申付候、依而申渡書写懸御目申候、以上

六月

加藤孫三郎

御目附様中

(四五七)

一、式人御扶持

役所見習

佐川与三_{〔部〕}

右役所之義ハ、打続繁多故相後候御用_{〔差支カ〕}□□有之、支配手代相廻り兼候間、無拠去月中御□□相伺当
月中御雇御済被下候旨、去ル廿日御達ニ付、□□當時内役手代両人病氣ニ而相引罷在、老人ハ別而大
病ニ御ざ候間、近ク出勤ハ難計奉存、其外病□□相引罷在候支配も有之、旁以縛合罷成兼候間、右之
□_{〔者カ〕}何ニ卒御雇統ニ、来月晦日迄御雇御済被下候様ニ仕度、此段奉伺候、以上

六月

加藤孫三郎

(四五八)

六月廿五日仕出御用

- 一、郷士共御目見願、別留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、龍藏院へ御立寄候節幕張候一件、御達二付、同断候事
- 一、龍藏院・龍光院 御目通り之義二付、同断
- 一、佐川与三郎御雇、為御知筋々へ、前留之通指出候事
- 一、滑川村儀衛門追放、為御知御奉行衆御目付方へ、同断候事
- 一、相馬因幡守殿通延引二付、本陣出候罷筋、前留之通御用人衆へ指出候事

(四五九一一)

別紙之通、御奉行衆より御達御座候間、御廻申候条、御順達可被成候、以上

六月廿五日

岡野庄五郎殿 入江忠八郎殿
加藤孫三郎殿

藤田次郎左衛門

(四五九一二)

*相馬因幡守 相馬樹胤（むらたね）。陸奥相馬藩一〇代藩主。天保十年九月七日、五九歳で死去。

(四五九一二)

*松平越前守殿之父隱居左兵衛督殿卒去之所、公方様御統合被為在候付、御中陰中來月二日迄、鳴物。
殺生・武芸相慎候筈ニ有之候条、其旨御心得御同役中・見習中へも御達、郷村触等之儀、宜御取計
可被有之候、以上

五月廿五日

野中三五郎

赤林八郎 （左衛門）
□□□

藤田次郎左衛門様

尚々、目当鉄砲勿論相慎等ニ有之候

(四五九一一)

(四六〇)

*五穀成就御祈祷、明後廿七日より静・吉^申・宝幢院へ被仰付候間、其旨御心得可被

問、中陰 ^(有之候、以上) 生まれ変わるまでの四九日間。この

六月廿五日

赤林八郎左衛門

藤田次郎左衛門様

*鳴物 なりもの。音楽に限らず、音の出る物のこと。また、楽器のこと。鳴物停止は、高貴の者の死去の際などに布告された。

(四六一一一)

扱下東染村庄之衛門与申もの、去ル五日朝往来筋ニ離馬作脇居候を見付候付、繫置候処、何方よりも尋人不参、尚また近村者も聞繕候得とも、馬主不相分指支候旨、別紙之通、村方より申出候間、御世話ながら、御扱下村々へ御触流被下候様致度御座候、御覽御順達可被成候、以上

六月十日

岡野庄五郎

増子幸八郎様 入江忠八郎様

白石又衛門様 加藤孫三郎様

(四六一一一)

乍恐以書御訴申上候事

黒鹿毛女馬堺疋

但、せひ三寸位顔ニしら毛有
老馬ニ而としなし

右当村百姓庄之衛門与申もの、当月五日朝往来筋ニ右之馬作脇居候ニ付、定而近村之馬ニも御座候やと奉存候而、繫指置候処、當時何方よりも尋人參不申候由ニ而、願出有之候ニ付、前書之趣御訴申上候、早速馬主罷越牽帰候様、御仁恵之御了簡を以偏ニ奉願上候、仍而如件

(四六一一一)

*東染村 ひがしそめ村(久慈郡)。
小菅組に属する。現常陸太田市東染。
山田川の中流部にある。

* 静・吉田神社 常陸国二宮である

静神社は現那珂市静にあり、建葉柵命を祀つた。三宮である吉田神社は現水戸市宮内町にあって、日本武尊を祀る。(一六六一一)静神宮を参照。

文化六年

巳六月

東染村

庄屋

忠次兵衛

与頭

藤「」
五「」
夕

藤三郎

小菅
御郡御奉行所様

上

(四六二一一)

以書付致啓達候、扱下沢村主計□（牢扶持代カ）滯之分、此度村方ニ而取立候分、則〔別紙之通カ〕〔 〕村役人ヘ為持遣申候間、宜御取扱可被成候、此段得御意度如斯御座候、以上

六月廿九日

一瀬藤兵衛様

加藤孫三郎

(四六二一二)

覺

金壹両壹分鑑壹貫四百拾四文

内式分

善藏院弁納

残金三分鑑壹貫四百拾六文

右之通御座候、以上

六月

(四六三)

覺

丹下事

武藤
□
□
□

右丹下改名之儀、先達而願申出候上相濟候二付、此度改名仕候旨申出候間、此段為御知申上候、以上

六月

(四六四)

覺

一、金式兩小粒

是ハ、高原村兵三郎と申者所ヘ、旅人残置候小兒、右之もの引請養育仕候ニ付、被下金請取

手形壹枚

一、鑑百三拾弌文

是ハ、内藤播磨守殿役人中より文通、小飛脚二而申来由二而、昼食賄代請取手形壹枚

右之通請取手形仕出候条、御裏判相済候様致度奉存候、此段吟味方へも御断可被下候、以上

(四六五十二)

白庭村穀留番所井ヶ輪損(候付修か)□覆之義、別紙之通、御目付中より宜御取計可被成候、以上

七月朔日

藤田次郎左衛門様

(四六五一一)

臼庭村穀留番所

一、井ヶ輪

右損候付、御修覆等之儀、其筋へ御断相廻候様致度御座候、以上

七月朔日

中村与一左衛門様

戸田八郎

(四六六)

別紙写之通、去ル十日扱下之ものへ御□^(裏)美被下置、於拙者難有仕合奉存候、為□^(知カ)掛御目ニ申候條御順覽可被下候、以上

六月十七日

皆川弥六

九郡宛

外見習衆式人宛

尚々、權藏殿ニハ旁御取扱ニ相成、御承知御座候得とも、尚又得御意候、以上

一、青銅五貫文

皆川弥六扱下

法性寺村

百姓百介下男

宇兵衛

右之者主人百介儀、祖父代迄ハ相應ニ経當致居候処、親武兵衛代より及極窮、尤武兵衛義ハ聟ニ罷越候ものニ而、百介出生後不縁ニ相成候所、百介義ハ幼年祖母儀ハ八十歳余ニ相成、起臥等も不相成甚艱難之當候所、右之者壯年ニ候得とも実貞成ものニ而、百介・祖母兩人之介抱、朝夕之食物聊之無能末懇ニ取扱候所、祖母も相果候□^(後日介カ)をハ由緒へ預置、百介持分之田畠右之「 」 壱

人ニ而開発いたし、穀物作リ酒主人□□□立候一助与も致度心掛、尚又独身ニ而□□□女房指置候様世話有之候而も、主人之名□□□立内ハ不指置由致辞退、甚忠節を尽候よし申出候趣も有之、件之通忠節を尽候段、依之為御褒美青銅被下置候条、為取可申もの也

一、青銅五貫文

同人扱下

*野田村百姓

勇七

(四六六)

*野田村 のだ村 (茨城郡)。増井組に属する。現東茨城郡城里町春園。西田川の北方にある。

右之者、実直成者ニ而、朝暮両親へ親厚相暮 罷在候所、父者先達而相果母者痛風、殊ニ中風之氣味ニ而取伏罷在候上、去ル子年中痴病相煩候所、乍困窮も相届候丈者藥用等も相尽、尚又病苦相除度心願ニ而、鷺子權現并居村鎮守へ断食ニ而數度裸參(致候而)痢病者致全快候得共、痛風中風之□□寝起も不相成、去年中相果候所、病中上(ケカ)年之内、食物等敢而好者無之候へ共、治□□賄藥取等ニ、近村へ罷出候節者、度毎菓(子カ)様之物調為用、両便之取仕抹等妻へも不(頼カ)壱人ニ而取扱候所、乍実子も氣之毒ニ候得(共カ)其身養育厚恩之重を申、聊無心置様為申聞、農事等ニ罷出候而も、母之不自由無之様、度々立戻看病等無残方取扱候由、申出候趣も有之、件之通孝心を尽候段、寄特之至ニ候、仍之為御褒美青銅被下置候条、為取可申者也

同人扱下

*門井村百姓

庄屋

新衛門

*寄特 きとく。奇特。とくにすぐれて珍しいこと。また、心がけや行いがすぐれてほめるべきものであること。

*門井村 かどい村 (那珂郡)。鷺子組に属する。現常陸大宮市門井。那珂川左岸の平坦地にある。

右之者、当一二ヶ年以前庄屋役申付候処、役儀実貞ニ相勤、改革已來者村内諸□費無之様取扱候付、小人共致帰伏、小郷ニハ候得(共カ)取締行届、諸掛合出来候義も無之、扱又寒子三人有之内、惣領娘へ聾を取、自分ハ□□□受致隠居、次男・三男とも二分家ニ取立、後妻子をも取立候存入ニ而丹誠を尽し、親代より者持高も取殖、式拾式石余之分四軒へ夫々ニ配当□、人別子孫ニ而拾八人ニ相成候由、申出候趣も有之、件之通り分家取立、役儀実貞相勤候類寄特之至候、依之為御褒美青銅被下

置候条、為取可申者也

(四六七)

以書付致啓達候、扱下友部村定例ニ而、當三月廿一日より同廿三日□市相立、其節博奕出来候趣相聞候間、穿鑿相掛ケ候所、同月廿二日夕權現山と申所へ、高原村源兵衛・太三郎・伴介・忠兵衛・友部村莊三郎・兵藏・別高島名村忠三郎七人ニ而博奕初立居候所、高萩村常三郎外ニ名前不知もの罷越加リ居候得ハ、何ものとも不相知武人拔身ヲ持八九人程ニ而、太田村要介・真木野□竹次と高声ニ名乗押込候故、居合候もの共散々逃去り候跡へ、捨置候羽織并鏹五六貫文ほど奪取立去リ候□ヲ申候付、

右之内友部村莊三郎・高原村太三郎等強縛□□相尋候ヘハ、夜中之儀ニ而曉とハ不相分候ヘ共、踏込□□□ハ東染村八百十・上郷村惣三郎・太田村要介・^{*}天神林村半七・会瀬村伊十他領真木野村竹次ニ可有之□申ニ付、会瀬村伊十儀ハ平湯村ニ居住候由ニ候間、捕方□□指越候得共、近頃立退行衛不知候間、右惡ル者共役所へ召□相糺之上、口書相廻掛御目可申候得共、右之もの共ハ、御追放帳外等之悪党共ニ可有之哉も難計、村役人共遠所へ召呼、費相懸候儀も如何敷存候付、得御意候条、太田村要介・天神林村半七村方ニ罷在候儀ハ勿論、他出等ニも有之候ハ、尋被仰付見当次第、村預被仰付被指置、其外御追放帳外等之意味共ニ、被仰聞候様致度御座候、尤右之外和田村介八と申もの右市へ罷越、茂三郎と申者かたニ要介・伊十・竹次一同致止宿、高原源兵衛罷越候砌、當市ニ慰ニ而も出来間敷哉之旨、相尋候意ニ而、強勢致候人数ハ不加候趣ニハ相聞候得共、手懸リニモ相成候間、右介八義も一同御糺被下候様いたし度、此段得御意候、以上

七月四日

入江忠八郎様

右之趣、小菅・大子へも別紙ニ而及文通候得共、留ニ□^(略スカ)

(四六七)

* 上郷村 かみごう村（久慈郡）。大子組に属する。現久慈郡大子町上郷。久慈川の支流八溝川の中流にある。

* 真木野村 まきの村（陸奥国東白

川郡）。現東白川郡矢祭町内川。和田村 わだ村（久慈郡）。大里組に属する。現常陸太田市天神林町。源氏川の右岸に位置する。

* 和田村 わだ村（久慈郡）。大里組に属する。現常陸太田市和田。山田川の東と北の低地と台地にある。

(四六八)

加藤孫三郎

加藤孫三郎

以書付致啓達候、友部村権現山ニおゐて、当三月□□□庄三郎・島名村忠三郎等之もの寄合致博奕一件、其□及御掛合候付、忠三郎御召捕之上、穿鑿口書御廻被成候間、□□拘之もの共遂再吟味勿論、友部村庄三郎儀ハ先□□□ハ他出いたし、此度罷帰候付、是又致穿鑿候得ハ、高原村忠兵衛・太三郎・源兵衛・伴介・友部村兵蔵・庄三郎メ七人、外ニ高萩村常三郎名前不存もの壱人、跡より罷越相加リ

候間、都合九人ニ相成致博奕居候所ヘ、何もの共不相知、博奕いたし不束之由ヲ致高声、八九人之内式人ハ拔身ヲ持押掛参候付、居合候もの共逃去リ衣類鏃等捨置候ヲ居合候もの共逃去リ奪取何れ歟立去リ、尤高萩村常三郎外壱人名前不相知もの共、右悪ル者と同類ニ可有之と心得候旨申述候付、其外

高原村太三郎等遂吟味候得ハ、拔身を以押掛け候ハ、小菅坂下東染村八百十・太子坂下上郷村惣三郎・大里坂下太田村要助・同坂天神林村半七・役所坂下会瀬村伊十・他領真木野村竹次六七人ニ有之候由、委細ハ別冊口書之通申述候得共、片口之儀ニ有之□□□不相知候間、太田村要介・東染村八百十等追々

呼出相□□申候得共、追放人等之悪る者共と相聞候間、取「」相済兼可申哉と存候付、

先ツ高萩村常三郎御糺致□□口書一巻相廻候条、御吟味相済次第否被仰聞□□御返被成候様いたし度、此段得御意候、以上

七月

島村孫衛門様

追啓、本文之儀ハ、先達而ニも乍御報、可得御意筈ニ御座候得共、糺ニ隙取候故、及延引候儀ニ御座候、以上

(四六九)

乍恐以書付奉願上候飢人御扶持之□^{事カ}

△此印筋申出末六枚目ニアリ

一、持高式斗式升壱合

大沼村

百姓

(四六八)

*拔身　ぬきみ。刀・槍などを鞘から抜き放つたままの刀身。

(四六九) * 村定夫 むらじょうふ。村の定使のこと。(二三三十一) 定使を参照。

右ハ、元來極窮之ものニ御座候上、連年病難ニ而妻子不残死亡仕、漸々倅壱人御座候處、此者儀幼少より甚虚弱生付ニ而、農業不罷成、却而両親之役介ニ相成居候處、当五六ヶ年以前より何方へ罷越候哉、行衛更ニ不相分、生死も難計程ニ御座候ヘハ、極老之もの役介人無御座候、尤会瀬村へ縁付候娘壱人御座候處、是も当十七ヶ年以前死亡仕、聟ハ何方へ歟罷越行方相知レ不申候、其娘壱人御座候ヲ、
金沢村伊平与申もの之姫ニ當五ヶ年以前縁付申候、是も極窮ニ而當時村定夫等仕候身体ゆヘ、役介仕候義相成兼、無拠村役人、或者隣家之もの共、合力ヲ以漸々飢渴為相凌候處、近年別而諸作不熟□□ニ而、自分々之經營ニも指支候程故、中々□□□兼申候、誠ニ極難渋之独身者ニ御座候間、何ニ卒悲之御救ヲ以御見分被成下置候上、飢人御扶持御稗被下置候ハヽ、当人ハ不及申上村役人之我々一同難有仕合ニ奉存候、仍而如件

文化六年巳六月

右村

庄屋

庄□印

与頭

三人印

御郡御奉行所様

(四七〇)

指上申御訴之事

右、当村百姓藏十与申もの、去月廿五日暮方家内中留主仕、近所へ罷出候折節、別紙書付之通之品数被盜取申候ニ付、昨日迄所々相尋申候得共、相見不申候ニ付、御訴指上置申候、仍而此段如件

文化六年巳七月

大森村

庄屋

太兵衛 印

組頭

三人 印

紛失之品数

一、茶ひろうと羽織壱ツ

但、紋おも高裏郡内

一、茶ひろうと綿入壱ツ

但、紋丸ニ棍之葉男女裏古形付

一、おふめ給 壱ツ

右同断裏きんちくさ

一、千草目引反物

但、こもん形付

一、おめし茶給壱ツ

但、丸ニ棍之葉男物裏ちくさ

一、こはく男帶壱本

但、色^(紺)こん

一、紺ちりめん小袖女物壱ツ

但、もミ古裏裾廻し紫絹

一、立縞小袖女物 壱ツ

但、色黄裏もミ古すそ廻シ形付

一、横袖綿入女物 壱ツ

一、絹羽織夏物 壱ツ

但、こもん形付

一、むじ花色給 壱ツ

但、男物裏古あさ

一、千草形付ひとへ物壱ツ

右同断

一、茶びろうど綿入^(モラカ)□□

但、丸ニ棍之葉男物うらちくさ

一、棧留給羽織 壱ツ

但、裏郡内

一、木綿合羽 壱ツ

但、女物裏ちくさ麻

一、白むく女物 壱ツ

但、もミ古裏裾廻し紫絹

一、茶ひろうと太織綿入壱ツ

但、紋割柏之内棍之葉裏もミ古裏裾廻シちくさ絹女物

一、空色横ふとり單物壱ツ

但、ミやうが之内梶之葉うら
木綿形付裾廻しちくさ絹

右同断女物

但、（若荷）おふめ綿入女物壱ツ

一、黒口綿入女物壱ツ

但、わり柏之内梶之葉古裏

一、紺（綾子）どんす女帶 壱本

メ貳十壱品

（四七一）

乍恐以書付奉訴上候事

上高場（村）

百姓

繁三（郎事カ）

政十

一、茶無地綿入男物壱ツ

うらさしもの

一、千草紋付綿入男物壱ツ

但、表裏共ニ羽縫もの

一、紺縞單物男物壱ツ

一、千草紋付綿入壱ツ

但、子供もの

一、同形付單物壱ツ

但、子供もの

メ九品

右之品、質物ニ預リ居申候処、当月廿七日夜忍入被盜取候趣、前書之者申出候ニ付、次第相糺候処、其夜何時頃忍入候哉眠入居、更ニ相弁不申候、翌廿八日朝ニ至、家内踏荒候様子ニ付、諸品改候処、件之品々紛失仕、手前ものニも無之候間、如何様ニも尋出申度、所々相尋申候由之処、行衛相知不申

候、御□□恐入奉存候得共其段奉訴上候、御仁惠之□□□を以御聞済被下置候様奉願上候、仍如件

(苦難)

文化六年巳六月

右村

庄屋

清次郎 印

与頭 □□ 印

右、被盜品筋為御知廻状、例之通指出候、尤一ト通リニ付爰ニ(略カ)ス

御郡御奉行所様

(四七二)

市村仁衛門儀一子無之ニ付、父方之従弟新大工町丈助倅末吉と申者、同姓血縁之儀ニも有之ニ付、養子仕度旨願之通相済候條、其旨御達可被有之候、以上

六月廿二日

加藤孫三郎様

赤林八郎左衛門

(四七三)

御書付拝見仕候、市村仁衛門儀、一子無之ニ付、父方之従弟新大工町丈助倅末吉与申もの、同姓血縁之儀ニも有之ニ付、養子仕度旨願之通、相済候間、其旨可相達旨御達承知仕候、以上

六月廿三日

赤林八郎左衛門様

加藤孫三郎

右、白紙ニ而認候事

(四七四)

大沼村

△此印村訴前五枚めニ有リ

百姓(庄蔵カ)

(年七十五カ)

右之もの、往々極窮之上病身ニ而、農事更ニ不相成及飢候旨訴出候ニ付、支配郷出先ニ而為相糺候処、
俸義ハ村方立去リ行衛不相知、役介仕候もの逆ハ無之ニ付、村役人為給統候得共、此上不行届、尤孫
聟壱人御座候得(共脱)、是亦極窮ニ而、村定使相勤居候故、引請候儀罷成兼候由ニ而、委細ハ村願之通、誠
ニ艱難無相違相聞候間、來月朔日より存生之内、御扶持稗被下置候様仕度、村願指添此段奉伺候、以
上

七月

加藤孫三郎

右、飢人御(扶持)ふち申出之通相濟候旨、同月十五日飛脚へ受払より申来候事

(四七五)

以書付致啓達候、來八月上旬御発駕ニ而御國廻リ被遊、中旬二者、石神御郡下より、松岡付御廻リ被
遊候御内意ニ付、御昼御泊リニ罷成候村方等御申「 」、先達而委細申出候儀ニ御座候処、右之
趣於別紙□□更不存弁罷在候儀と相見候処、其節ニ至御達被成候而者、指支出来申間敷事ニも無之候
間、御泊リニ相成候村方等之次第懸ケ合置「 」哉と存候処、御治定被仰出候御儀ニも無之候間、
「 」可然哉、乍御世話御両所様之内ニ而、御年寄衆一ト通御伺被下候様致度御ざ候、尤御挨
拶之趣ヲ以、別高ヘ御懸ケ合可申候間、否御報被仰聞候様致度、此段得御意候、以上

七月五日

小原忠次郎様 藤田次郎左衛門様

加藤孫三郎

(四七六)

一役壱人江御達之儀有之候ニ付、今五日五ツ半時登付、致出仕候所、御帰国ニ付拝借金相済候段、別紙写之通御達有之候、仍支配より吟味方問合候得ハ、

城可被致旨、昨日御奉行衆御連名ニ而申来候

我々ハ金式両、留付列之者ハ壹両、手代ハ者三分、同心ハ者式分ツ、相済候由申聞候趣ニ候条、此段得御意候間御順(達可カ)被成候、以上

七月五日

小原忠次郎

岡野庄五郎様 増子幸八郎様
入江忠八郎様 加藤孫三郎様

一、

御家中一統累年相傷居候所、就御在国而八物入も相過、別而難渋之趣相聞候付、御手当も可被成下置所、御勝手向至而御難渋三而、御行届不被遊候へ共、此度御国勤之面々へ、御役格ニより夫々之割を以、来午年より拾ヶ年賦上納ニ拝借金相済候条、其筋承合勝手次第可被致拝借候

但、在江戸之面々之内御在国ニ付交代、或ハ詰切等之族へも御国勤之族同様拝借金相済候
右之趣相心得、支配々へも可被相達事

諸向へ

(四七七一一)

別紙之通、持逃被致候所、更二手掛り無之□□申出候間、御申合いたし見当リ次第召捕可申旨、御奉行衆へも申出候間、御扱下大御山守・御山横目(等ヘモ触カ)□□□流被下候様、乍御世話御達可被下候、御覽御順達可□□(被成候カ)□、以上

六月

九郡宛

白石又衛門

(四七七一二)

乍恐以書付御訴申上候事

一、当村百姓久助所へ、去月廿七日鴻巣富三郎弟藤五郎与申者参り一宿致、右之者申述候ハ、拙者義当座手間取致御世話ニ相成度由申述候付、尤右之者義ハ、去辰七月廿日夕、那賀村木挽惣吉与申者同道ニ而参リ一宿仕候故、知リ合之昨を以相尋候義与存、留置申候所、同廿八日夜品々盜逃去、行方相知レ不申候、仍而鴻巣村へも相聞候カ□□所、帳外者ニ御座候由申来候、右被盜取候義并人相相糺書上申候

一、青茶拾男物壱ツ 一、紺大縞大風呂敷壱枚

一、千草股引壱ツ 一、脚半壱ツ

一、長門印籠壱ツ 一、脇指壱腰 長貳尺

但、根付唐金花犬

メ六品

藤五郎

年廿五

一、中丈少シふとり、腹大キ方 一、丸顔色黒キ方

一、眉毛厚キ方

一、鼻高キ方

一、口大キ、歯大キ方

一、着類單物柿紋付丸の壱引之上ニニツ星帶緞子地柿ヘモへきにて麻の葉ヲ織候
右之通、相糺無相違書上申候、以上

文化六年巳六月

八田村

庄屋

「 」七

与頭

富「 」

(四七八)

文公様御墓御普請懸り銭割之儀ニ付、当五月御寄合之節、御申合書之内、右懸リ銭等松^(岡カ)□□□わり元之役所小菅・大里・石神ニ而請取、惣郡へ割返候筈と申儀ニ御座候所、右懸リ之内ニハ山砂利・真沢石等之分ハ、御領中割物ニ相成候義ニ御座候、御申合書之面ニ而ハ、丸ニ上より別高分請取之振ニ相見候間、御取扱之御役所ニ而ハ、御心付被成候事と者相見候へ共、心付候付、此段得御意候事ニ御座候、以上

七月五日

小菅組 大里組
石神組

常わ組
浜田組

(四七九)

七月五日請払方返り御用

- 一、小笠原五兵衛知行所大橋村にて、竹木願相済候付、評定所より御証文相廻候事
一、*高貫村太衛門与申者、去月廿七日銀杏坂ニ而、鏹拾ヒ候由之所は無相違義ニ候哉、相糺□出御目付方より達候由之事

(四七九)

*高貫村 たかぬき村(久慈郡)。石神組に属する。現常陸太田市高貫町。真弓山麓の西にある。

*銀杏坂 いちょうざか。水戸の南三の丸銀杏見付を降りる鉤形に屈曲した坂のこと。昔、この辺りに銀杏の大木があつたため名づけられたといふ。

(四八〇)

白庭村穀留御番所井ヶ輪等御修覆御断相廻候付、支配指出御普請為相極候所、少分之義ニも御座候間、諸品入札不申触、所相場を以買上御普請相極、此度右勘定指出候間、右之振を以見届相済候様、御勘定所へ御断可被申候、以上

七月

加藤孫三郎

(四八二)

覺

金壺分式朱鑑三百六拾六文

内鑑百式拾四文 前殘物私代引

残金壺分式朱鑑式百四拾式文

右、當巳年中白庭村穀留御番所井ヶ輪御修覆御入用請取手形仕出候條、御裏判(相濟力可被下候、以上力)尤此段吟味方へも御断

七月

加藤孫三郎

(四八二)

覺

金式分式朱鑑六貫四百五拾三文

額田村庄屋

市十郎

右、当春中 殿様瑞龍山へ御参拝被遊候節、右之者所 御休二相成候付、所々修覆入目御了簡之上被下置候間、請取手形仕出候條、御裏判相濟候様致度奉存候、尤此段吟味方へも御断可被下候、以上

七月

加藤孫三郎

(四八三)

覺

一、鑑五千三百式拾六貫四百四拾文

一、同五千百五貫四百六拾文

一、同百三拾式貫四百文

一、同四百八拾九貫式百文

会瀬村
河原子村

滑川村

田尻村

一、同四拾貫五百文

一、同弐千弐百七拾六貫四百文

一、同九百拾四貫六百五拾文

一、同六貫文

一、同千四百八拾七貫九百六拾文

外壱万七千弐百六拾三貫八百八拾弐文去辰正月より同壬
六月迄之分

メ錠壹万五千七百七拾九貫拾八文

指引メ千四百八拾四貫八百六拾四文 辰巳減

右、石神御郡下浜々、巳正月より同六月迄之内、漁高件之通御座候、以上

巳七月

加藤孫三郎

大吟味様中

(四八四)

七月十日仕出御用

一、臼庭村穀留番所井戸御修覆御入目勘定壹袋、御勘定所へ指出候事

一、右ニ付、御勘定へ之御断、御奉行衆へ手形御□□□衆へ前留之通指出候事

一、額田村市十郎宅御普請御入目請取手形諸証拠□□□吟味方へ指出候手形御断御用人衆へ指出候事

一、浜々漁高書出壹枚、前留之通大吟味中へ指出候事

一、小笠原五兵衛大橋村にて竹木拌領相済候所、扱下大橋村二者給所無之候間、増井扱二可有之段、見習中相願御奉行衆へ致返上候事

一、艾葉廻状戻リ壹通、常葉へ返候事

折笠村

川尻村

久慈村

石神白方村

水木村

同日帰リ御用

一、大工御国役未進鑑卯年分納手形早々指出書替候様、御勘定所より申聞有之由之事

一、去辰木払納手形書替候様、右同断

一、御鳥船払代納御役金方へ持参之所、御断相廻候様申聞有之由之事

(四八五)

以書付致啓達候、山岡伝十郎殿知行所加倉井村出郡次与申もの疑心之筋有之、召捕致吟味候所、去十一月中旬長谷村南窓院下屋敷山にて、長谷村豊三郎等□□人二而博奕相催候段及白状候付、右相手之者名前再應相尋候へ共更ニ不存旨、尤大里御郡□方并扱下ニ而も致博奕候趣申述候付、太田村入牢申付置候、仍而ハ右豊三郎御糺之上、否早速被仰聞候様致度存候、尤口書ハ追而相廻掛御目可申候、右之段得御意度如斯御座候、以上

七月十日

加藤孫三郎様

(四八六)

乍恐以書附御訴申上候事

*
土浦領

*
和泉村

修驗仙寿院

(四八六)

*
土浦領 土浦藩の領地。土浦藩は、現在の土浦市とその周辺を支配領域としていた。この地域は、江戸時代の初期には結城秀康の領地であった

*
和泉村 泉(いづみ)村(茨城郡)のこと。現笠間市泉。愛宕山の南東に位置し、正保二年より土浦領となる。

右之者、*入四間山為參詣罷越候由之処、大田辺より道終欠落もの義承□□、去ル二月頃子持女高原村へ罷越候(延カ)、母者病死仕、小兒之儀者、高原村役人預居候様ニ物語御座候ニ付、万ー相尋候娘ニにも可有之哉と罷越、小兒をも見届候処、孫に相違も無之候間、可相成義ニも候ハ、相返呉候様、居村修驗を以村役人方へ申出御座候間、病死女欠落之次第をも承り候処、右娘之義ハ、宍戸御領小泉村猶吉

と申もの之方へ縁付参り居、子も三人御座候所、猶吉并先キ之子式人指置、三女を召連日雇取体之ものと欠落仕候間、行衛相尋候得共、相知レ兼居候處、右之次第ゆへ、此度入四間山乍參詣行衛相尋候趣之処、去二月中居村兵三郎所ニ而病死仕候女、心当有(之故か)罷越候由ニ而、剃髪之男老人同道仕御座候而、右之申出ニ御座候間、兩人共留置ニ而早々御訴奉申上候、依而如件

文化六年巳七月

高原村

庄屋

伝衛門

与頭 弥次衛門

友衛門

喜太郎

* 宍戸領 宍戸 (しげど) 藩は、天和二年、水戸初代藩主徳川頼房の七男松平頼雄が一万石を与えられ、宍戸に陣屋をおいて水戸の分家として成立した。領地は茨城郡内二七ヶ村であつた。

御郡御奉行所様
石神

御郡御奉行所様

(四八七)

以書付致啓達候、(井脇)加倉村出郡次与申者御召捕、御吟味候所、去冬中扱下長谷村ニ而、同村豊三郎等五六人ニ而博奕いたし候ニ付、太田村へ入獄御申付被置候由、仍而豊三郎相糺可得御意旨被仰聞候ニ付、早速村方為相糺候所、右名前之者無之段、別紙之通申出候間、猶又郡次御糺之上、扱下之者加候事も御座候ハ、直ニ太田村江御呼出、為御糺被下候様致度存候、此段得御意度如此御座候、以上

七月十二日

加藤孫三郎

岡野庄五郎様

(四八八)

去ル二月中、高原村百姓兵三郎所ニ而相果(候病人ガ)委細其節申上置候處、右ハ土浦領和泉村修驗仙寿院

(四八六)

* 入四間山 いりしけん山。多賀山地高鈴山の北側に連なる標高四〇〇メートルの山。御岩(おいわ)山とも称される。全山修驗道場であるが、山上に里野宮村の薩都(さと)明神の奥の院がある。

と申もの娘ニ而、宍戸領小泉村百姓直吉と申ものへ縁付、子供三人致出生候處、末娘召連、家出仕行衛相知不申候處、此度右修驗妻入四間参詣ニ罷越道筋ニ而、高原村之次第承リ、右村迄罷越小兒見届候處、相違無ニ付引取方之儀、村役人迄願出候由ニ而、委細ハ村訴之通ニ御座候、生所相分候上ハ、先方役人中へ私より懸ヶ合之上、相返候様取扱可申哉、若亦宍戸之儀ハ御連枝様御領所ニ而、御次第も相違申候得共、直様村役人より引取方懸ヶ合之上、相返候様為取扱可然哉、尋者候者指留置候間、何レニも早速御下知被下候様仕度、此段奉伺候、以上

七月

加藤孫三郎

(四八九)

以書付致啓達候、高原村兵三郎へ預ケ置候〔小カ〕兜之儀ニ付、御奉行衆へ之申出尋候者指留候者伺出候故、至極指急候儀御座候間、何共乍御□□□早速御指出可被下候、尤御達相分候ハ、早速御運被下候様致度、此段御無心申候、以上

七月十二日

加藤孫三郎

松平權藏様 山口直次郎様

(四九〇)

乍恐以書付御訴候事

- 一、木綿合〔合〕七式ツ 但、千草無地
- 一、木綿袷羽織壹ツ 但、右同断
- 一、木綿一重物壹ツ 但、右同断
- 一、麻羽織壹ツ 但、〔柿〕かき色

メ五品

右者、当村百姓清兵衛隠居ニ而、当月六日夜、前書之品々盜被取候由、同十一日当人より申出御座候

付、御上之御苦難之儀、奉恐人候得共、奉御訴候、依如件

文化六年巳七月

内田村

庄屋

与次衛門

与頭
四人

御郡御奉行所様

右、例之通廻状出ス

(四九一)

以書付致啓達候、然者於御厩方御私馬式定御定□増言人之儀、村々江御達被成候所、此間兩度共二增言人不罷出候付、又々来ル十六日為御増言候間、村數多相触□□御申合可致旨、昨日御奉行衆より御達御ざ候処、又々相達候而も不罷出候而ハ、配符費ニも相成候間、當時ハ菜・蕎麦蒔等ニ而、不罷出

(四九二)
*増言人 せりにん。せり買ひする人々のこと。

事ニも可有之哉と致了簡候ニ付、右之振ヲ以日限御延被成候様、旁昨日御奉行衆へ御答申候所、又候

今日 御城ニ而御奉行衆より被仰聞候ハ、右増言人は迄ハ、更ニ不罷出と申義ニハ無之候所、此度ハ更ニ不罷出候得者、村役人より小人共へ之達ふり、不行届事ニも可有之歟、来ル十六日者百姓共ニも休日ニ候得ハ、右日限ニハ為増言候様、被成度被仰聞候付、十六日ハ郷中へも件之通、度々御達も有之事故、承知仕候旨御答申候間、右之趣ヲ以宜御取扱可被成候、此段得御意候、以上

七月十一日

加藤孫三郎様

小原忠次郎

(四九二)

*宍戸御陣屋 天和二年に宍戸藩

一万石の藩主となつて幕末まで支配した松平氏の陣屋。現笠間市平町にあつた。松平氏は代々、江戸詰めであり、陣屋が造られたのは江戸後期であつた。

啓上

御 書付拝見仕候、宍戸領役人中へ御掛ケ合之儀有之候御狀、*宍戸御陣屋まで被遣候付、小飛脚御

付、御上之御苦難之儀、奉恐人候得共、奉御訴候、依如件

中間御断、御用人衆へ御申出被成候、仍而来ル十九日、田見小路御役所へ立寄、御状受取候様可申付旨承知仕候、右御断何□御申出御座候哉、今以御達無御座候、併□□可相廻候間、小飛脚之儀者申付置候様可仕候、右、貴答申上度如此御座候、以上

七月十五日

加藤孫三郎様

高畠武兵衛

(四九三)

已七月十六日御達ニ成ル

一、百疋

扱下^テ去辰年御城米渡海廻之分、何角心ヲ用候故、惣俵無^シ年内積ニ相成、別而致太儀候よし相聞候付、為御褒美、役所支配利金之内より、本文之通、被下置候事

一、百疋

加藤孫三郎役所

御郡方手代御所務掛調役方□

小松崎伴介

右之者、扱下^テ去辰年御城米渡海廻之分^{〔分カ〕}、何角心ヲ用、別而致太儀候由相聞候付、為御褒美役所支配利金之内より、本文之通、被下置候条、為取可申事

一、三百疋ツ、

加藤孫三郎役所

御郡方手代

井坂新三郎

大内伝吾

右之もの共、扱下^テ去辰年御城米渡海廻之分、為取扱川尻村江交代定詰申付候処、万端心を用致手縛

候故、右儀無滞年内廻切ニ相成、別而骨折致太儀候由相聞候付、為御褒美、役所支配利金之内より、本文之通、被下置候条、為取可申事

一、

藤田次郎左衛門支配

*廿分一改役

政衛門

(四九三)

*廿分一改役 (二二二) 廿分一役

を参照。

右之者、去辰年渡海廻リ御城米為取扱 致太儀候由ニ而、願之趣も有之付、役所支配利金之内より、青銅式貫文為取候様、藤田次郎左衛門へ相達候条、其旨相心得可被相渡候事

一、
湊村船庄屋

岡山貞次衛門

右之もの、去辰年渡海廻リ御城米為取 扱致太儀候由ニ而、願之趣も有之付、役所支配利金之内より、金壱両為取候様、藤田次郎左衛門へ相達候条、其旨相心得可被相渡候事

(四九四)

御書付致拝見候、御扱下友部村ニ而博奕有之砌、悪ル者共押かけ錙等奪取候所、右人数之内扱下上郷村惣三郎相加リ候よしニ而、人元糾等之儀被仰聞候趣、いさる致承知候、早速上郷村役人相糾候処、元來不行跡ものニ而、去々卯四月中、村方立去り候ものニ御座候処、湯元へ罷こし候よしニ而、去月廿五日朝、三人連ニ而罷通候趣、別紙之通□□間、尋方之儀由緒・村役人へ申付候事御座候、依而件之趣御挨拶ニ可及存候処、一昨夜□□大子村酒店ニ而烏乱ヶ間敷者兩人内緒居候を、右村御山横目市郎兵衛召捕、差し出申、相糾候へハ、壱人ハ件之惣三郎、外壱人ハ宍戸在矢ノ下村久米五郎ト申者ニ有之、*塩原へ湯治ニ罷越戻リかけ、鍋懸旅籠屋女立退候付、尋方之儀被頼跡追ニ而罷越、今夜真木野村まで罷越候処、酒呑ニ立寄候を被召捕候旨申口ニ候へとも、兩人ともニ長脇指帶、身振不宜疑心之

(四九四)

*塩原 下野国塩原 (しおばら) 温泉のこと。現栃木県那須塩原市塩原。江戸時代には塩原湯と称され、宇都宮藩歴代藩主の入湯もあった。

*鍋懸 下野国鍋掛 (なべかけ) 宿のこと。現黒磯町鍋掛。宇都宮から六番目の奥州街道の宿場。

筋も御座候間、大子村へ入獄申付置候事ニ御座候、依ハ右久米五郎とても、定而友部村一件ニも相拘り候哉も難計、いつれニも惣三郎義ハ、友部村拘り糺御座候様にて存候、且また惣三郎儀出走人ニハ候得共、未上郷村人□□ものニ而御糺ニ相成候而ハ、村役人遠所□□□(呼カ)出等ニ而ハ難儀之筋も可有之御座候哉、依而□御支配中壻人御さし越ニ而為御糺被成候方ニ而ハ、いか、可有御座候哉、若右ニ而御さし支も御座候ハ、当役所ニおひてハ、指而吟味之筋も無御座候間、其御役所最寄太田村へなり共、入獄申付候様可致哉、尤久米五郎儀ハ御役所拘り無之候ハ、一ト通り吟味之上、夫々ニ取計可申候間、否早速御答可被仰聞候、右之段可得御意如此御座候、以上

七月九日

加藤孫三郎様

尚々、本文一件へ^{*} 塙御料真木野村□□□申者拘り候よしニ御座候処、去月末祝町ニ□喧嘩之上打擲ニ逢、怪我与而も致候哉、當時真木野村へ立帰おり候やニ候得とも歩行不相成趣相聞申候、以上

(四九五)

以書付致啓達候、友部村ニ而出来候博奕一件へ、御扱下上郷村惣三郎拘り之由相聞候間、及御懸ケ合候処、大子村御山横目衆烏乱もの兩人召捕候付、御糺被成候得者、壻人ハ件之惣三郎、壻人ハ宍戸在矢ノ下村久米五郎と申者ニ有之、友部村へ拘候儀も難計思召候付、大子村へ兩人共入獄被仰付被指置候処、惣三郎をハ役所ニ而相糺候様致候得ハ、上郷村役人遠所呼出等ニ相成難儀之筋も可有御座候間、支配壻人指越為相糺候様ニ可致哉、若又太田村等へ牢替可被仰付哉之旨、委細被仰聞候趣、具ニ致承知候間、支配指越為相糺可申候得とも、遠郷之儀ニも往覆之隙取、伝馬等も費も御座候□□御支配へ被仰付、為御糺被下候様ニハ罷成□□間敷哉、御くり合相成兼候得ハ、太田村□□牢替為致被下候様無之候得とも、左候而者遠所へ上郷村役人呼出候儀も相止かね候儀ニ御座候間、同クハ御役所ニ而御糺被下候様、御無心申度及御相談候儀ニ御座候、且また拘り之者共穿鑿口書、當時ハ別高へ相廻置候間、於御役所惣三郎御糺可被下候ハ、別高より返リ次第早速相廻懸御日候様可致候

(四九四)
* 塙御料 幕府領塙代官所領。(四二)
* 塙御陣屋を参照。

増子幸八郎

* 祝町 いわい町。茨城郡磯浜村に
あつた遊郭街。現東茨城郡大洗町磯浜。那珂川を隔てて那珂湊と対して
おり、徳川光圀が願入寺領とした。

* 矢ノ下村 やのした村(茨城郡)。
天和二年より宍戸藩領、旗本領にな
る。現笠間市矢野下。涸沼川左岸に
ある。

* 烏乱もの うろんの者。怪しい、
举动不審の者。

一、惣三郎一同、御召捕之矢ノ下久米五郎ハ、先達而次第も有之者之様ニ相覺候間相糺候処、矢の下久米重并地荒豊十と申惡党人□□故障ニも相成候趣、先達而御寄合之節、御同役衆之内御咄出ニ而心を付候様と申合いたし候程相覚、別紙之通帳出ニ致置、重而五□□違ハ有之候得共、同人ニ可有之哉と致了 □□程過候儀故、行道之儀ハ相忘レ候得とも、御吟(味カ)御心得ニも可相成歟と心付候付、此段□(為御知得カ)□御意候条、否御報ニ被仰聞候様いたし□御座候、以上

七月

増子幸八郎様

加藤孫三郎

覚

一、やの下久米重・地あれの豊重与申もの、此辺徘徊いたし候風聞有之候間、見当リ次第召捕候様、村々并小屋へ可相達候事

(四九六)

御扱下友部村市之節、同村権現山ニ而、当三月廿二日夕高原村源十等七人博奕相催候席ヘ、扱下太田村要介等抜身ヲ持押込候ゆヘ、居合之もの□(共カ)散り々々ニ逃去候跡ヘ、捨置候羽織并鏑五六貫文程奪取立去リ候由、御糾之□(上カ)相分リ、尤踏込候惡ルもの之義ハ、太田村要介・天神林村半七其外之もの共名前も相不分候處、右之者共ハ帳外人等ニ也可有之□左も無之村方ニ罷在候ハ、糾之上可得□旨、猶又右人數之外和田村介八与申者要介等一同友部村ニ止宿いたし、當市□歷ニ而も出来候得共、強勢致候人數ヘハ不加趣ニ候處、手掛リニも可相成、一同相糾候様被成度旨、旁御掛合之趣致承知候、然ル處太田村要介・天神林村半七いつれも近頃之御追放人ニ有之、猶又和田村介八義も往元身持不宜ものニ付、教誡繩下等へ申付度、先達而呼出候所、村方ニ不罷在候付、其砌より尋方申付置候□□□今ニ行衛不相知者ニ御座候、此上猶□(又カ)尋方等可申付存候、仍此段得御意候、右之振を以宜御取扱可被成候、旁如此御座候、以上

七月十五日

石神組

大里組

(四九七)

以書付致啓上候、 殿様、 来ル八月中旬頃、 北浜筋ニ為成候ニ付而者、 御休泊割、 其許様ハ及御相談、 追而申出候様御奉行衆より御達御座候、 依而者其御扱下御休泊割致承知候上、 右ヘ引続、 此方別高地内御休泊割致可申出候間、 御扱下御割合被仰聞候様いたし度、 依而此段得御意候、 以上

七月十五日

加藤孫三郎様

追啓、 残暑之節、 弥御堅勝被成御勤仕奉珍重(候右カ)之儀ニ付而者、 尚近々及被御相談候義も可有之候、 先□義者何分被仰下候様いたし度奉願候、 以上

島村孫衛門

(四九八)

一翰致啓達候、 秋暑之砌愈御堅固可被成御勤役珍重候御事御座候、 然者支配所高原村兵三郎与申者当二月中大中村より帰リ候於途中、 年齢四拾近キ旅人、 三拾位之女・三才計之小兒ヲ連休居候所、 右女病氣にて及難儀候間、 馬ニ為乗呉候様任無心候所、 夜ニ入、 宿貸之者無之ニ付、 無拠右三人共留候由、 然ル所男者翌朝逃去行衛不知、 女者病氣次第二指重、 藥用等相加候ヘ共終ニ相果、 生所更ニ不相分旨訴出候間、 吟味為致候所、 全ク病死ニ無相違候故、 死骸者仮埋申付、 御領中触流候得共、 手掛リ一切無之、 相残候小兒者右兵三郎養育仕度段願有之、 預置候所、 右病死人ハ土浦領和泉村修驗仙寿院与申者娘ニ而、 御領所小泉村百姓直吉与申者ヘ縁付、 子供三人致出生候ヘ共、 末女ヲ召連致出奔候由ニ而、 此度右修驗妻彼地迄尋來、 小兒見届候所、 相違無之趣ニ而引取申度段、 右村役人ヘ願出候旨訴出候ヘ共、 一体人元ニ茂無之、 殊婦人申候而已ニ而ハ難相渡候間、 直吉村方御糺之上相違無之候ハ、 早速